



公的年金等を受給されている方へ ～ 確定申告不要制度のお知らせ ～



公的年金等の収入金額が 400 万円以下（※）で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計金額が 20 万円以下である場合には、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

- 医療費控除や雑損控除などによる所得税の還付を受ける場合には、確定申告書を提出することができます。
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が控除適用の要件となっている控除を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。
- 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、**住民税の申告が必要な場合があります（☆）**。住民税に関するご質問は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

※ 複数の公的年金等を受給されている場合は、その収入金額の合計額で判定します。

なお、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、確定申告不要制度の適用はありません。

★「住民税の申告が必要な場合」は、次のとおりです。

- ① 公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等）以外の各種控除の適用を受けるとき
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

★「公的年金等に係る雑所得以外の所得」で主なものの所得金額の計算方法は、次のとおりです。

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法	所得金額
給与所得	給与、賞与 パート収入 など	給与等の収入金額 － 給与所得控除額 － 所得金額調整控除額（※）	円
・事業所得 ・不動産所得 ・雑所得	・事業による所得 ・不動産の貸付による所得 ・個人年金、原稿料 など	総収入金額 － 必要経費	円
配当所得 (上場株式等に係る配当所得の申告不要制度を選択した場合を除きます。)	株式や出資の配当 など	収入金額 － 株式などの元本の取得に要した負債の利子	円
一時所得	生命保険の満期返戻金 など	総収入金額 － 収入を得るために直接要した金額 － 特別控除額（最高50万円） × 1/2	円

※ 所得金額調整控除とは

給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が 10 万円を超える場合には、給与所得控除後の給与等の金額（最高 10 万円）と公的年金等の雑所得の金額（最高 10 万円）の合計額から 10 万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除します。

確定申告のご案内

申告書の作成・送信はスマホ・パソコンから国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。



確定申告



相談のご案内

確定申告に関する質問は、国税庁HP税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。



税務職員ふたば

所得税の確定申告要否の判定表

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票										
支払を受ける者	住所又は居所					個人番号				
	(フリガナ)									
	氏 名					生年 月 日	明 治	大 正	昭 和	平 成
区分	支 払 金 額					源 泉 徴 収 税 額				
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	千 円					千 円				
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分										
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分										
所得税法第203条の3第7号適用分										

①判定が必要な方の令和7年分の源泉徴収票をご用意ください。

②源泉徴収票の支払金額が公的年金等の収入金額です。

※ 複数ある場合は合計した金額を記載してください。

あなたの公的年金等の収入金額は

万円

所得
税の
確
定
申
告

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等の受給がない

☐ はい

☐ いいえ

公的年金等以外に申告する所得がない

☐ はい

☐ いいえ

公的年金等以外の所得は
20万円以下である
(裏面の★部分参照)

☐ はい

☐ いいえ

所得税の確定申告書の提出は不要です。

※還付を受けるための確定申告書は提出できます。

所得税の確定申告書を提出してください。

※所得税額が発生しない場合は、所得税の確定申告は不要です。

☐ **令和7年分は確定申告書を提出**

☐ **令和7年分は住民税の申告書を提出**

次に当てはまるときは、住民税の申告が必要です。

- ① 公的年金等に係る雑所得のみがある方が、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等）以外の各種控除の適用を受けるとき
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

住
民
税
の
申
告

住民税に関するご質問は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。